

糸島市商工業物価高騰対策支援金事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰の影響を受ける市内商工業者に対し、市が交付する糸島市商工業物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、中小企業者（個人事業主を含む）のうち、次の第1号から第4号までのすべてに該当し、かつ第5号または第6号のいずれかに該当する者とする。ただし、令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、第5号及び第6号の比較対象を前年同期ではなく、事業開始後、売上がはじめて一か月分計上される月から4か月間とする。

- (1) 市内に事業所等を有する者
- (2) 主たる収入が商工業による者
- (3) 本市が他に実施する燃油価格等高騰対策支援補助等の支給を受けていない者
- (4) 令和3年12月1日までに創業した者
- (5) 令和4年4月から7月までの売上額に占める仕入金額の割合が、前年同期の割合と比較して10ポイント以上増加した者
- (6) 令和4年4月から7月までの売上額に占める燃料費等（重油、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス、都市ガス、電気等）の割合が、前年同期の割合と比較して10ポイント以上増加した者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- (2) 補助対象者が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助対象者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 補助対象者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実

質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 補助対象者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、令和4年4月1日から7月31日までの仕入金額または燃料費等とし、交付率は総額の100分の5、限度額は500,000円とする。

2 前項の規定により算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請期間)

第5条 支援金の申請期間は、令和4年8月1日から令和4年10月31日とする。

(交付申請等)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、糸島市商工業物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 営んでいる事業がわかる書類

(2) 事業所等の所在地がわかる書類

(3) 金融機関の振込口座通帳の写し（申請者又は申請法人名義の口座に限る）

(4) 本人確認書類（運転免許証等の写し）

(5) 誓約書（様式第2号）

(6) 仕入金額集計表または燃料費等使用状況集計表

(7) 令和3年及び令和4年の4月から7月までの売上がわかる書類

(8) 令和3年及び令和4年の4月から7月までの仕入金額または燃料費等が確認できる書類

(9) 申請書類チェックリスト

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び支払い等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付を決定し、糸島市商工業物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知し、支払いを行う。

2 審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、糸島市商工業物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた者がいるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(現地確認等)

第9条 市長は、支援金の交付業務の適切な運営を図るため、必要に応じて申請者に対し報告を求め、又は現地確認等を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。